# 令和元年第3回上毛町議会定例会会議録 (1日目)

招集の場所 上毛町議会議場 開閉会日時及び宣言

令和元年9月3日 午前10時00分

○応招(不応招)議員及び出席並びに欠席議員

出席議員(12名)

1番 髙西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志

5番 廣﨑誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和

9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 川口 彰・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 福田正晴 総務課長 岡﨑 浩・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 永野英憲 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 佐矢野 靖 子ども未来課長 垂水英治・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光 教務課長 村上英之・ 総務係長 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好

議会事務局書記 岩井英樹

### ○議事日程

令和元年第3回定例会議事日程(1日目)

令和元年9月3日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 6号 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて
- 日程第 6 認定第 1号 平成30年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成30年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定 について
- 日程第12 認定第 7号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決 算認定について
- 日程第13 認定第 8号 平成30年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳 出決算認定について
- 日程第14 議案第39号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第40号 上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第41号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第42号 上毛町大池公園ふれあいの里「ログハウス」条例及び上 毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を 改正する条例について
- 日程第18 議案第43号 上毛町道の駅「しんよしとみ」条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第44号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第45号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 する条例について
- 日程第21 議案第46号 上毛町立保育所条例の一部を改正する等の条例について
- 日程第22 議案第47号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第48号 令和元年度上毛町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第49号 工事請負契約の締結について(大池公園開発事業西側園 路・たまり場整備工事)
- 日程第25 発議第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)
- 日程第26 発議第 2号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)
- 日程第27 発議第 3号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書 (案)

## ○委員会付託

- 総務、産業・建設常任委員会
  - 認定第 4号 平成30年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
  - 認定第 5号 平成30年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 認定第 8号 平成30年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認 定について
  - 議案第39号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例につい て
  - 議案第40号 上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第41号 上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第42号 上毛町大池公園ふれあいの里「ログハウス」条例及び上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例について
  - 議案第43号 上毛町道の駅「しんよしとみ」条例の一部を改正する条例について

#### 文教 • 厚生常任委員会

- 認定第 2号 平成30年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成30年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成30年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成30年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 議案第44号 上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例に ついて
- 議案第45号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 について

議案第46号 上毛町立保育所条例の一部を改正する等の条例について 議案第47号 上毛町公民館条例等の一部を改正する条例について

# 予算決算常任委員会

認定第 1号 平成30年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第48号 令和元年度上毛町一般会計補正予算(第3号)

# ○ 会議の経過(初日)

開議 午前10時00分

○議長(宮崎昌宗君)皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和元年第3回上毛町議会定例会を開催します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、運営資料を配付しておりますので、ごらんください。

\_\_\_\_\_

○議長(宮崎昌宗君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、7番 峯議員、8番 三田議員を指名します。

\_\_\_\_\_\_

○議長(宮崎昌宗君)日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の運営について議会運営委員会委員長に審議をお願いしたところ、8月30日に委員会を開催していただき、定例会の会期を本日から13日までの11日間とする内容の答申をいただきました。

お諮りします。

今期定例会の会期は、議会運営委員長の答申のとおり、本日から13日までの11 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から13 日までの11日間とすることに決定しました。

\_\_\_\_\_

○議長(宮崎昌宗君) 日程第3、諸般の報告を行います。

今期定例会に提出された議案は、町長から諮問1件、報告1件、認定8件、条例案9件、予算1件、その他1件の計21議案と議員から意見書2件、決議1件の計3件、合計24件であります。

次に、本定例会の会期日程を申し上げます。配付しております運営資料6ページを ごらんください。 本日の会議では、町長提出案件の議案と議員提出案件の議案を一括上程し、町長からの提案理由の説明を受け、総括質疑を行います。諮問第1号、報告第6号、議案第49号の3件及び発議第1号から発議第3号までの3件は、本日受理、審議、採決を行い、残りの18議案は後でお諮りし、所管の常任委員会に審査を付託する予定です。

ここで皆様にお願いいたしますが、本日、審議、採決を予定している議案に対する 質疑は議案内容の説明の際に行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

9月5日、6日に本会議を開催し、一般質問を2日間に分けて行う予定です。5日の質問者は6名、6日の質問者は2名を予定しています。

9月9日に文教・厚生常任委員会、9月10日に総務、産業・建設常任委員会、9月11日に予算決算常任委員会を開催いたしたいと思います。

9月13日に本会議を開催し、各常任委員長から委員会付託案件の審査状況の報告を受け、討論、採決を行います。

ただいま報告しました議会の運営事項については、議会運営委員会に諮問し、決定 を受けておりますので御報告いたします。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長及び教育長に出席の要求をいたしましたところ、お手元に配付の名簿のとおり、説明員の出席報告がありましたので、これを許可し、出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) これから議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し、議案 名の朗読は省略いたします。

日程第4諮問第1号、日程第5報告第6号、日程第6認定第1号、日程第7認定第2号、日程第8認定第3号、日程第9認定4号、日程第10認定第5号、日程第11認定第6号、日程第12認定第7号、日程第13認定第8号、日程第14議案第39号、日程第15議案第40号、日程第16議案第41号、日程第17議案第42号、日程第18議案第43号、日程第19議案第44号、日程第20議案第45号、日程第21議案第46号、日程第22議案第47号、日程第23議案第48号、日程第24議案第49号、日程第25発議第1号、日程第26発議第2号、日程第27発議第3号、以上24件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (坪根秀介君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第3回上毛町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、万障お繰り合わせの上、御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

先般6月21日、政府の地方創生政策として、まち・ひと・しごと創生基本方針2 019が閣議決定されました。いよいよ2020年度から地方創生第2幕を迎えます。

第1期まち・ひと・しごと総合戦略は、御承知のように、日本の人口の現状、特に地方の人口減にフォーカスし、以後5カ年の目標と施策の基本方向を示したものであり、この間に重視されていた雇用対策は成功し、有効求人倍率は全都道府県で史上初めて1倍を超え、さらに法人事業税、法人住民税の納付増により、地方税収は2017年、2018年と増加を続けています。若者が就職してもよいと考える、長期的に安定した職場が地方に生まれ、女性や高齢者でも働きやすい環境が整ったことで就職率がアップしたと言えましょう。

人口減少に歯どめとまでは至っていませんが、第2期では、人づくりにより力を入れていく方針を打ち出しています。また、SDGs、Society 5.0、そして外国人材の受け入れに対応する多文化共生の観点は、今回は新しく入ってきた柱となっております。

1点目の地方創生 SDG s の推進は、持続可能なまちづくりのためのものでありますし、2点目の日本が目指すべき未来社会の姿である Society 5.0は、地方を活性化させていくものとして期待されています。

3点目の2019年4月の在留資格の創設により、今後は一次産業を含むさまざまな仕事に外国人労働者が従事するようになりますし、地域の中でともに暮らす仲間としての受け入れ態勢をいかに考えるのかが最大のポイントになります。

第1期で大きな課題とされた東京一極集中はいまだ緩和されることなく続いておりますが、第2期で鍵となるのは、地方のコアになる都市の活性化であると言われています。自然の豊かさや低い居住コストなどのメリットと、大都市の便利さを両方享受できるようになれば、東京一極集中を軽減できるというものであります。本町としても、4001、つまり2040年、人口1万人ビジョンを達成するための秘策を練っているところであります。

例えば、宮崎県都城市に隣接し、35年間、人口増をなし遂げた三股町、北海道で旭川市に隣接し、外国人や子育で世代が増加し続ける東川町など、そのような都市には、さまざまな産業が展開し、地域課題を解決する大学があり、あらゆる人材であふれ、誰もが活発に起業できるといった夢があり、ストーリーがあり、町が輝く秘策あり、そういった環境を整えています。

東京に向かう大きな人の流れを変えるためにも、第2期の終了時には各ブロックの中核都市、つまりこのエリアでは、定住自立圏の中心都市、中津市があり、上毛町があるように、お互いの役割を把握し、良好な関係を築き、ともに輝いていくことに期待するというものが地方創生第2幕であると捉えますし、当町はそのモデルとなるよう、目標値とストーリーを考え、町の将来ビジョンを明確に示しながら、九州一輝くまち4001をなし遂げる秘策に死力を尽くして挑んでまいりたいと考えております。それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提出しております案件は、諮問1件、報告1件、決算認定8件、条例改正 9件、補正予算1件、その他1件の計12案件であります。

順次、御説明をいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでありますが、人権擁護委員2名の方の3年間の任期が令和元年12月31日で満了することに伴い、人格識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ、人権擁護について精通している小木戸秀喜氏と小林和子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

報告第6号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、地方公共団体は、健全化判断比率等を毎年度、決算の提出を受けた後、速やかに監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとされており、今議会に提出し、平成30年度においても前年同様に、健全な財政状況であることを報告するものであります。

認定第1号から認定第8号までの一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定についてでありますが、地方自治法第233条第1項及び第3項の規定により、会計管理者より各会計の決算書が提出されましたので、これを8月5日に監査委員の審査に付し、その意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

一般会計並びに各特別会計とも、事業目的に沿い適切な執行に努めた結果、おおむ

ね目標とする事業の成果が得られた決算となったと考えます。これもひとえに、議員 各位を初め町民の皆様の御理解、御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であり ます。今後とも、町民生活の安全・安心を最優先に、事業の必要性や緊急性に配慮し、 多様化する行政需要に的確に対応するとともに、将来を見据えた財政運営に努める所 存であります。

議案第39号、上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例についてでありますが、本年10月から消費税率引き上げに係る利用料金の見直しに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第40号、上毛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正を伴う所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第41号、上毛町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年被後見人等にかかわる欠格条項その他の権限の制限にかかわる措置の適正化等を図るための措置を講じる必要があるため所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第42号、上毛町大池公園ふれあいの里「ログハウス」条例及び上毛町大池公園ふれあい交流施設「大平楽」条例の一部を改正する条例についてでありますが、本年10月からの消費税率引き上げ等にかかわる利用料金の見直しに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第43号、上毛町道の駅「しんよしとみ」条例の一部を改正する条例についてでありますが、本年10月からの消費税率引き上げにかかわる利用料金の見直しに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第44号、上毛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、印鑑登録証明事務処理要領の改正及び証明書コンビニ交付サービス開始に伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り議会の議決を求めるものであります。

議案第45号、上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本年10月からの消費税率引き上げにかかわる手数料の見直しに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第46号、上毛町立保育所条例等の一部を改正する等の条例についてでありますが、子ども・子育て支援法の改正に伴う所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第47号、上毛町公民館条例等の一部を改正する条例についてでありますが、本年10月からの消費税率引き上げにかかわる利用料金の見直しに伴い所要の改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第48号、令和元年度上毛町一般会計補正予算(第3号)でありますが、今回の補正額は3,721万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億2,317万円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、財産管理費において犬抑留所のポンプ建屋解体工事費、企画費において町イチ村イチ2019にかかる経費と補助金決定に伴う財源変更を、開発交流推進費においても、国庫補助確定に伴う財源変更を行っております。

民生費では、障害者福祉費において制度改正に伴うシステム改修費を、児童福祉総務費において保育料無償化にかかわる補助金決定に伴う人件費と旅費を計上し、児童措置費において保育料無償化に伴う副食費助成相当分の委託料から扶助費への組み替え等を行っております。

衛生費では、児童福祉総務費に組み替えた人件費の減額と、マイナンバー制度に伴う健康管理システムの改修委託料を計上いたしております。

農林水産業費においては、町イチ村イチ2019にかかわる補助金決定に伴う財源 変更を行っております。

土木費では、農村環境整備事業費補助金の交付決定に伴い、土佐井地区の県道横断管補修の設計委託料と工事費を、公園費において牛頭天王公園のトイレの解体と新たな施設の実施設計委託料を計上いたしております。

消防費では、消防施設費で原井地区の水位計の設置工事費を計上しております。

教育費では、小学校費において南吉富小学校駐車場整備用地の家屋等解体設計委託料を、保健体育費において新体育館建設にかかわる専門家や民間の意見聴取のための経費と、多目的運動広場テニスコート改修費の不足見込み額を計上いたしております。

今回の補正財源といたしましては、特定財源では、放課後児童クラブのおやつ費を 民生費負担金から雑入に組み替えし、国庫補助金としては、社会資本整備交付金の確 定に伴う1,700万円の減額と児童福祉の施設等利用給付、障害者支援事業費母子 保健衛生費等での補助金交付決定等で差し引き1,580万8,000円の減額、県支 出金では、施設等利用給付負担金と保育料無償化に伴うシステム改修に対する子ども・ 子育て支援事業補助金及び土佐井地区の道路横断管補修に対する農村環境整備事業費 補助金等、合わせて1,103万6,000円を計上しております。

繰入金として、ふるさと応援基金を牛頭天王公園トイレ設計費及び多目的広場テニスコート改修費に充当いたしております。

雑入で、大平保育所町外入所者の副食費と放課後児童クラブのおやつ代を組み替え、 町イチ村イチ2019に係る県町村会助成金を計上いたしております。

町債の臨時財政対策債については、発行可能額の確定により4,352万4,000 円を減額し、合併特例債は、国庫補助金確定により1,700万円を追加計上いたして おります。

自動車取得税廃止に伴う環境性能割の創設に伴い、軽自動車分と交付金分を新設いたしております。

地方交付税は、4,842万1,000円を計上し、普通交付税は総額で19億8,8 53万5,000円となっており、繰越金を181万円充当いたしております。

議案第49号、工事請負契約の締結について(大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事)でありますが、当初予算にて御可決いただきました大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事につきまして、8月26日に指名競争入札を実施した結果、業者が決定いたしましたので、条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御承認、御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(宮崎昌宗君)提案理由の説明が終わりました。

これから提案理由に対する総括質疑を行います。前にも述べましたが、本日審議する案件に対する質疑は、議案内容の説明の際に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

提案理由に対する総括質疑はありませんか。 安元議員。

- ○9番(安元慶彦君)今、町長の挨拶の中で人口増の事例がありましたが、宮崎県とそれから北海道、こういうところがどういう環境の中に存在しているのか。それと、人口増に向けてどういうところに心血を注いでいるのか、もしわかればお話しいただきたいと。
- ○議長(宮崎昌宗君) 町長。
- ○町長(坪根秀介君)中心都市といいますか、先ほど申し上げましたように、都城に隣接する三股町、旭川に隣接する東川町、そして、うちは中津市に隣接する上毛町というような、そういった位置関係になろうかと思いますけども、一番は、研修した中で感じますのは、土地の値段が半分以下であるということですね。中津市、上毛町の関係で言いましても、やはり上毛町はそんなに距離は離れてなくて、土地の値段は半分以下であるというようなところが、北海道も宮崎も同じような環境でございますし、そこに住宅地をしっかりと整備していけば人は集まるというようなこと。

それにあわせまして、やはり子供たちの教育環境、これは本とかも出ておりますし、 町にもそういったものがありますので、もし時間が許せばそういったものをお見せい たしますので、じっくり見ていただければと思いますけれども、地域の産業も含めて、 しっかりとストーリーをつくって、子供から成長するまでの過程をしっかりと見守っ ているというような教育があります。特に北海道に関しましては、廃校になった小学 校を、外国人を世界から集めて日本語学校というものをやっておりますし、大学が1 個来たような活気があります。

いずれにしても、先ほど申し上げた三つの柱、新しい地方創生に沿った形でしっかり先進地を見て回れば答えは出てくると私は思っておりますし、上毛町は北海道東川町とか宮崎の三股町よりも、私は条件はいいと思っておりますので、勝算はあると思いますし、そこをまねするだけではなくて、うち独自の、東川は東川スタイルということで先進地になっておりますが、上毛としては上毛流ぐらいのものを持って、そこをしっかり学んで、その上を行くようなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑を終わります。町長の提案理由に対する質疑を終了します。

○議長(宮崎昌宗君)これから、本日採決する議案の審議を行います。

日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(岡﨑 浩君) それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について 御説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員の候補者 として法務大臣に対し推薦したいので、議会の意見を求める。

令和元年9月3日提出。上毛町長、坪根秀介。

お一人目でございます。氏名、小木戸秀喜。生年月日、昭和27年7月16日生まれ。住所、上毛町大字原井437番地1。

お二人目でございます。氏名、小林和子。生年月日、昭和24年2月5日生まれ。 住所、上毛町大字西友枝952番地1。

理由でございます。人権擁護委員2名の任期満了に伴う候補者の推薦につきまして、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

次のページに参考資料として履歴書をおつけいたしております。よろしくお願いを いたします。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なし。質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第5、報告第6号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(岡崎 浩君) それでは、報告第6号につきまして御報告を申し上げます。 報告第6号、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方 公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙監査委員の意見を つけて、次のとおり報告すると。

まず、健全化判断比率でございますが、平成30年度の健全化判断比率、実質赤字 比率につきましては、29年と同様に、一般会計、それから奨学金特別会計、住宅新 築資金等特別会計ともに実質収支は黒字となっておりますので、実質赤字比率は表の 中に数値を表示されておりません。

それから、連結実質赤字比率でございますが、算定対象となります普通会計、それから国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計と公営企業会計の全てにおいて 実質収支が黒字のため、29年度と同様、連結実質赤字比率は表中に数値が表示されておりません。

次の実質公債費比率でございますが、これは普通会計と公営企業会計、それに一部事務組合の会計も含めたものでございますが、本町においては、平成22年度をピークに元利償還金が減少している状況にございます。新規の起債を極力制限している反面、過疎債、地方債等の償還額の比較的大きな起債が終了しておりますことから、平成29年度の0.9%から1.1ポイント減少しまして、30年度ではマイナス0.2%

となっております。これは、交付税に算入されております起債の繰り上げ償還等によりまして算入交付税の額のほうが多くなったためでございます。

それから、将来負担比率でございますが、これにつきましても起債残高の減少、基金積立額の増、適正な定員管理等による職員の退職手当見込み額の減少等によりまして、29年度と同様、数字が示されておりません。

それから、公営企業会計に係る資金不足比率でございますが、農業集落排水特別会計及び簡易水道事業特別会計とも黒字決算でございまして、資金不足がないということで、数字的には表示をされておりません。という形でございます。

令和元年9月3日提出。上毛町長、坪根秀介。

次のページ、2ページ目と3ページ目でございますが、令和元年8月5日に、ただいま説明いたしました内容を監査委員さんに審査をお願いいたしました結果、審査意見書ということで監査委員さんの意見をつけています。

2ページ目の2項目めの結果の(1)総合意見、それから3ページ目の(2)個別意見、(3)是正・改善を要する事項に記載されておりますように、健全な財政運営を行っている等々、また、特に改善すべき事項がないとの監査委員さんの審査意見をいただいておるところでございます。

4枚目に、マイナス以下の数字につきましては細かい数字を参考資料としておつけいたしますので、御参照いただければと思います。

以上で、報告及び説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なしと認め、質疑を終了します。

以上で本件の報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君)日程第24、議案第49号、工事請負契約の締結について(大池 公園開発事業西側園路・たまり場整備工事)を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

開発交流推進課長。

○開発交流推進課長(永野英憲君) それでは、議案第49号につきまして御説明をさせていただきます。

議案第49号、工事請負契約の締結について。令和元年8月26日指名競争入札に付した大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年9月3日提出。上毛町長、坪根秀介。

契約の目的、大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事。

工事場所、上毛町大字下唐原地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、2億1,340万円。

契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目8番31号、徳倉建設株式会社 九州支店、支店長、金子雅也。

工期、本契約の効力発生の日から令和2年3月27日。

理由でございますが、大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事に係る建設請 負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので ございます。

議案書の次のページに、工事地図、それから工事概要を示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(宮崎昌宗君)説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

安元議員。

○9番(安元慶彦君)議案第49号の工事請負の関係でございますけども、徳倉建設が 決定をされております。私はこの会社に対して云々を言うわけじゃないんですけれど も、入札のあり方がですね、経過報告等を見ますと、13社を指名して11社は辞退 をされて、1社が棄権をしておると。一般的に考えて、常識的には考えられないよう な事態が発生をしておりますが、今、建設業界の中に何か起こっているんじゃないか なというような感じもしないでもないわけですけど、そこら辺を、入札のありようを 課長のほうからちょっと説明をいただきたいと。 以上です。

- ○議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- ○開発交流推進課長(永野英憲君) 今、入札のありようということで、13社指名のうち11社が辞退、あと1社が失格と、1社の応札ということでございます。

まず、1社入札の考え方について御説明をさせていただきたいと思います。

指名競争入札におきまして、1社入札の場合の基本的な考え方ということでございますが、この件につきましては、指名競争入札を行った際に1社を除いて他のものが入札に参加しない場合または入札を辞退した場合における1社の取り扱いについては、第1回目の入札につきましては、当該入札者が、指名参加者が1社しかないということを知り得ないことから、競争性は確保されていると考えるのが妥当であり、当該指名入札は有効に成立したと認めることが適当であると、地方公共団体契約ハンドブックのほうでそういう解釈が出ておりますので、我々といたしましては、現在、1社入札応札の場合につきましては、今の考え方で有効ということで取り扱いをさせていただいております。

それからあと、建設業界のほうで何かということで、先ほど言いましたように辞退された業者の方の辞退の理由ということで辞退届の中に記載されておりますのは、技術者の配置ができないという理由が主なものでございます。

それから、あとこれは非公式でそういう業者さんにちょっとお聞きをしたところ、 一つは東京オリンピックの関係で、鋼材、特に基礎材とかボルト、そういう鋼材の材料が不足しているのでというようなことでは言われておりました。

以上でございます。

- ○議長(宮崎昌宗君) ほかに質疑はございますか。 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君)この入札結果表を見ると、アイサワ工業というところが失格になっていますけど、この失格の理由は何ですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- ○開発交流推進課長(永野英憲君)この失格の理由につきましては、入札の通知書にも 記載をしておりますが、定刻、入札の時刻に出席をされなかったということで、棄権 されたということで失格という取り扱いにさせていただいております。

- ○議長(宮崎昌宗君) 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) 11社が辞退していますよね。辞退をした日付というのはいつなんですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- ○開発交流推進課長(永野英憲君) 1 社 1 社正確にはちょっとお答えすることができませんが、一応、この工事につきましては、8月1日から8月2日にかけまして仕様書のほうをお渡ししております。8月26日が入札日でございますので、その間、入札の間までに辞退届を出されたと。書面により出されたということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかに質疑ございますか。茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君)業者が辞退をされた理由について、今、説明がありましたが、 こういうことは他の自治体も起こっているのかどうかお伺いいたします。
- ○議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- ○開発交流推進課長(永野英憲君)他の自治体で起こっているかどうかということにつきましては、我々としては調べておりません。これはあくまでも上毛町、地方公共団体としての入札でございますので、他の自治体については関係ないというふうに思っておりますので、調べておりません。
- ○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 私はこの大池公園をする場合に、今、全国的に災害が多い、それからオリンピックもあるということで、資材高騰とかこういうことは予想されるんじゃないかということを一度伺ったことがありますけれど、今後もこういうことがあり得るのではないですか。
- ○議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- ○開発交流推進課長(永野英憲君) 今後こういうことがあり得る、ないということはちょっとお答えできませんが、先ほど茂呂議員さんが言われましたように、今、本当に資材等というのは東京オリンピック、またことし開催されますラグビーワールドカップ等が影響はしているというふうに我々は考えております。
- ○議長(宮崎昌宗君) ほかに質疑はございますか。 友岡議員。
- ○2番(友岡みどり君)この業者11社が辞退されるということで、ちょっと前代未聞

のような気がしますが、入札の指名ですね、指名はどういう基準で指名されましたか。 こういう辞退をするような業者を指名するということに問題があるような気がします が。

- ○議長(宮崎昌宗君) 開発交流推進課長。
- ○開発交流推進課長(永野英憲君)入札の指名につきましては、本町の指名委員会のほうで指名をしているわけでございますが、一応基準といたしましては、工事金額のランクがございます。今回につきましてはAランク以上ということで、Aランク以上のうちのほうに指名願を出されている業者の中からまず選定しまして、あと技術者が必要になりますので、そういうところを考慮しながら指名をさせていただいたということでございます。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかに質疑ございますか。(「質疑なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

廣﨑議員。

○5番(廣﨑誠治君)議案第49号を反対の立場から討論します。

大池公園の西側たまり場工事は、第2段階エリア、眺望テラスを親水ステップテラスと名称を変えているだけで、町民に説明のないまま検定委員会で勝手に決めて行うこと。

第2、この大池は本来農業用ため池であり、冬場は特に、ため池機能の維持管理の ため、この池の水を放流して池を干す必要があります。干ばつ時も同様に用水を放流 する。このとき、親水テラス部分は水面が下がり、基礎部分がむき出しになり景観が 悪いと思われる。このような工事は必要がないと思うこと。

3番目に、この指名競争入札について、入札結果表を見ると、13社のうち1社の 失格を除いて、残りの11社が辞退している。実質1社、徳倉建設株式会社が入札し ている。これは会社の選び方、指名基準に問題があったということになります。指名 する会社の選び方に問題があり1社になったのであれば、競争性が確保されたとは言 えません。指名方法に明らかに問題があり、不適切な入札で無効と考えます。指名競 争入札を最初からやり直すか、あるいは一般競争入札に切りかえるべきと思います。 このような理由から、この工事請負契約について反対いたします。

- ○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。 安元議員。
- ○9番(安元慶彦君)私は賛成の立場から討論をいたします。 町の玄関とすべく大池公園の整備に関しては数年かかってやっておりますけども、 今回のものが最終的なものであるというふうに解釈しておりますし、この予算が可決 後速やかに着工されて、住民の皆さん方が望む大池公園の完成を希望して、賛成討論 とします。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。 茂呂議員。
- ○10番(茂呂孝志君) 私は、議案第49号を反対の立場から討論いたします。 この工事は不必要な工事であるということを申し上げて、この議案に反対いたします。
- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。(「討論なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。これから本案を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。(起立多数)
- ○議長(宮崎昌宗君)起立多数。よって、議案第49号、工事請負契約の締結について (大池公園開発事業西側園路・たまり場整備工事)は原案のとおり可決することに決 しました。
- ○議長(宮崎昌宗君)日程第25、発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

どうぞ、安元議員、お願いします。

○9番(安元慶彦君)発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提 案理由を申し上げます。

この法律につきましては、意見書の中にも書いてありますように、昭和45年に最

初の法律が制定されております。それから約半世紀、50年間にわたって継続をされてきておるわけでございますけども、依然として過疎というものが解消されていないということに鑑み、再来年の3月に失効するということになっておりますから、引き続いて継続してほしいと強く要望してまいる意見書であります。

皆さん方の御賛同をいただいております。敬意と感謝を申し上げます。特に三田委 員長には御足労をかけました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長(宮崎昌宗君)安元議員の趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なし。質疑なしと認め、安元議員の趣旨説明に対する質疑を 終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。よって、発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)は原案のとおり採択することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第26、発議第2号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案)を 議題とします。

提出者に趣旨説明をお願いします。

三田議員。

○8番(三田敏和君) それでは、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案) について説明をい

たします。

天皇陛下は、本年5月1日、第126代天皇として御即位されました。上毛町町民 を代表してお祝いを申し上げたく、奉祝賀詞決議を行いたいと思います。

朗読して提案にかえさせていただきます。

天皇陛下におかれましては、風薫るよき日に御即位あそばされ、日本国及び日本国 民統合の象徴として皇位を継承されますことはまことに慶賀にたえません。

世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう心から 祈念申し上げ、ここに上毛町議会は上毛町民を代表して、謹んでお祝いを表します。 以上、決議します。以上です。

○議長(宮崎昌宗君)三田議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なしと認め、三田議員の趣旨説明に対する質疑を終了します。 これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

岩花議員。

○3番(岩花寛之君)私は、発議第2号に反対の立場から討論させていただきます。

2点反対の理由があります。 1点目は、天皇平和の賀詞、祝賀の気持ちをあらわすということは日本国民誰もが思うことであるかと思います。 ただ、まず一つは、議会の決議事項ということでこれを決議する必要があるかというと、私は疑問点が残るということ。

それともう一つ、2点目に、タイミングの問題です。5月1日に、もう天皇陛下は即位をされております。もともとそういうふうな祝賀の気持ちがあれば、6月の議会のタイミングでも出していいはずだと思いますけれども、県であったりほかのところがしているからするというふうなことではないかと思いますので、私は反対させていただきます。

以上です。

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。(「討論なし」という声あり)
- ○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。よって、発議第2号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議(案) は原案のとおり採択することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第27、発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

茂呂議員、どうぞ。

○10番(茂呂孝志君)日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)の趣旨説明を行います。

広島と長崎で開かれた原水爆2019年世界大会は、21カ国85人の海外代表と6,000人を超える代表が参加いたしました。その中で、広島、長崎両市長は、平和宣言で、日本政府に核兵器禁止条約への積極的な対応や参加を求めました。

世界は今なお約1万4,000発もの核兵器が存在しており、核兵器の脅威を根絶することは世界の安全と人類の未来がかかった研究課題であります。そのためには、多くの人々が被爆者の体験を深く受けとめ、核兵器根絶に力を尽くさねばなりません。

しかし、核保有国は核抑止力政策に固執し、核兵器使用の危険を恫喝させています。 核保有大国は一致して、核兵器禁止条約、核不拡散条約再検討会議のこれまでの会議 に強く反対し、核兵器廃絶の国際的流れに敵対しています。来年は5年に一度の核不 拡散条約再検討会議が開かれます。核保有大国は、核不拡散条約の核軍縮交渉義務や 核兵器のない社会の実現を目指す従来の誓約や合意までほごにしようとしています。

第2次世界大戦末期、1945年8月に広島、長崎に原爆が投下され、二つの都市は一瞬にして21万4,000人もの命がその年のうちに終わりました。核兵器の使用はいかなる理由であれ、人道に照らして絶対に許されるものではありません。核兵器のない世界こそ、全ての国に核の脅威のない安全を保障する唯一の道であります。

2011年は、人類史上初めて、核兵器を違法とする核禁止条約の採択が実現し、核兵器禁止条約は既に70カ国が署名し、批准は25カ国に達しました。核軍縮は、1946年国連総会の最初の決議でのテーマでもありました。広島、長崎、両市長とも、日本政府を初め、世界の指導者へ核兵器の廃絶に向けて力を尽くすように呼びかけています。

最後に、上毛町も、平成19年、核兵器廃絶恒久平和の町宣言を行っています。宣 言文につきまして、読ませていただきます。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。しかし、今なお、世界各地では戦争や紛争が後を絶たず、核兵器の増強が依然として続けられており、世界平和と人類の生存に大きな脅威をもたらしています。

上毛町及び上毛町民は、日本国憲法の基本原則であり、人類共通の願いである世界の恒久平和に向けて、非核三原則が遵守され、また全ての国のあらゆる核兵器の廃絶を強く願い、ここに、「核兵器廃絶恒久平和の町」とすることを宣言いたしますと書かれています。

また、9月21日には、「広島・長崎爆心地中間点上毛町—未来へつなぐ平和の架け橋事業」が行われます。

皆さんの御賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長(宮崎昌宗君)茂呂議員の趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)質疑なし。質疑なしと認め、茂呂議員の趣旨説明に対する質疑を 終了します。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

宮本議員。

○6番(宮本理一郎君)私は、発議第3号に対し、反対の立場より討論いたします。

アメリカ、トランプ大統領の自国第一主義や中国の南シナ海領土拡大による他国の 侵害、韓国の日本領土竹島の侵害、また、アメリカと北朝鮮の接近による一時的な平 和ムードは既になく、中国、韓国、北朝鮮のグループ融和の方向性も失いつつある現 在、ロシアの不気味な存在が世界の平和をさらに不透明にしていると私は考えます。

もちろん核はつくってもいけない、使用することは絶対にあってはならないことであります。しかし、核があるからこそ、世界各地で紛争は起こっておりますが、大戦争に至らないのは核の恐怖を世界の指導者たちが知っており、また使えば地球が破滅することも知っておるのであります。現在の世界は、核によるバランスの上に平和が保たれているからであると私は考えます。

唯一の被爆国である日本がここで動くということは、唯一の被爆国であるがゆえに、 今以上の緊張と問題点、戦争の大いなる危機が迫る要因を日本みずからつくることに なると考えるのであります。日米安保体制にも亀裂が生じかねない事態になるでしょ う。米国の核の傘の中ではございますが、不思議とバランスが保たれており、日本国 自身が核のバランスや世界の核陣営間のバランスを崩すことは、日本にとっても世界 にとっても大きなリスクであり、これを犯すべきではないと私は考えるのでございま す。

今月半ばに予定されております広島・長崎被爆中間都市として、本町が多くの来賓とともに記念事業や式典を開催予定されております。両市民、市長は当然、この件について調印し、批准を望んでいることは十分理解するところであります。また、国の方針と地方自治体との方針には、問題によってはやむを得ず相入れない事態が生じることも、我々は政治家として理解しなければいけない問題だと思うわけでございます。つまり、現実の世界情勢を見たとき、理想主義では政治はできない。現実を見てこその政治であり、現安倍政権のとる手法は決して私もベストではないと思いますが、ベターな選択であると考え、私はこの議案に反対するものでございます。

以上。

- ○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。 安元議員。
- ○9番(安元慶彦君) 私は採択すべきであるというふうに考えて討論を行います。

先ほど提出者の話にもありましたように、本町は平成19年8月6日に告示第31号で、核兵器廃絶恒久平和の町の宣言を行っております。そういう観点から考えますと、屋上屋のような感じはしますけれども、今月21日に行われます、未来へつなぐ平和の架け橋事業に広島、長崎の両市長が来町されまして、式典が挙行されるようになっております。8月6日、9日、原爆慰霊式典の式辞の中で、両市町から日本政府

に対して、核兵器禁止条約の署名批准を求める強い要望がございました。したがって、 本町が両市の平和事業の一翼を担うことになりますので、意見書の採択はすべきであ ろうと思います。

なお、今日まで日本政府が署名批准していないのは、条約の内容に問題があるということも言われておりますし、アメリカとの関係等があるようでありますので、本議会としても、今後この点の理解を深める機会を持つべきであろうというふうに議長にお願いをして、討論を終わります。

- ○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。 廣﨑議員。
- ○5番(廣﨑誠治君) 私も賛成の立場から討論いたします。

今月の21日、広島、長崎の市長を招いて平和記念事業を行いますし、広島、長崎市長の思いは、日本政府に対して核兵器禁止条約の署名批准を求めるという形に両市長ともおっしゃっていますので、この請願は採択すべきだと私は思います。

以上です。

○議長(宮崎昌宗君)ほかにありませんか。(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(宮崎昌宗君)起立少数。よって、発議第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)は原案を採択しないことに決しました。

これから議案の委員会付託を行います。

8月30日、議会運営委員会の審議結果を運営資料として配付しておりますが、運

<sup>○</sup>議長(宮崎昌宗君)これから議案の委員会付託を行います。 8月30日……。

<sup>○9</sup>番(安元慶彦君)もうちょっとはっきり、採択ですね。

<sup>○</sup>議長(宮崎昌宗君)いや、採択しないことに決しました。5名ですよね。5名なので。

<sup>○9</sup>番(安元慶彦君)はい。

<sup>○</sup>議長(宮崎昌宗君)それでは、もとに戻り、会議を再開します。

営資料の3ページ、4ページ、委員会付託表をごらんください。

付託案の朗読に際しても、議案名の朗読は省略します。

認定第2号、認定第3号、認定第6号、認定第7号、議案第44号、議案第45号、 議案第46号、議案第47号の8件は文教・厚生常任委員会へ、認定第4号、認定第 5号、認定第8号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議 案第43号の8件は総務、産業・建設常任委員会へ、認定第1号、議案第48号は予 算決算常任委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませ んか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託する ことに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君)続いて、各常任委員会の開催日についてをお諮りいたします。 運営資料5ページ、委員会日程表をごらんください。

各常任委員会の開催日は、議会運営委員会で決定いただいた日程のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の開催日は、運営資料、委員会日程表のとおり開催することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時02分

令和元年9月3日